

福岡県田川地区消防組合財政状況の公表に関する条例

〔 昭和 46 年 3 月 10 日 〕
〔 条 例 第 5 号 〕

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 1 項の規定する財政状況の公表に関する文書（以下「財政事情」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（財政事情の公表時期）

第 2 条 財政事情は、4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間におけるものを 11 月末日までに、10 月 1 日から 3 月 31 日までの期間におけるものを 5 月末日までに公表するものとする。

2 天災、その他避けることのできない事由により前項に規定する期限に公表できないときは、管理者は事情のやんだときから 1 ヶ月以内に公表しなければならない。

（財政事情の内容）

第 3 条 財政事情には、次の各号に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1) 歳入歳出予算の執行状況
- (2) 財産、地方債及び一時借入金の現在高
- (3) その他管理者において必要と認める事項

（財政事情の公表）

第 4 条 財政事情の公表は、福岡県田川地区消防組合公告式条例（昭和 45 年条例第 9 号）第 2 条第 2 項の例により行なう。

2 財政事情は、告示の日から 6 ヶ月間何人も管理者の指定した場所において、その閲覧を請求することができる。

（委任）

第 5 条 法令又はこの条例に定めるものを除くほか、財政事情の作成及び公表の手続きについて必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。